

坂水給発第272号
令和6年3月29日

各指定給水装置工事事業者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤 芳久
(公印省略)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準の改正について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、令和6年4月1日付けで改正を行うので通知いたします。

記

1 主な改正内容

第2章

区画整理移転に伴う水道利用加入金減免措置について、仮換地先における新設工事申請者が移転対象者でない場合においても、従前地の撤去申請があった場合は、減免措置の対象とする取り扱いを明記する。（施工編3頁）

受水槽給水方式から直結直圧・直結増圧給水方式への改造申請について、従来徴収していなかった親メーター分の工事検査手数料を徴収する。これによって、新規受水槽設置時及び既設受水槽撤去時に親メーター分の工事検査手数料を徴収する取扱いとの公平性を確保する。

直結増圧給水方式への改造において、直結直圧の共用水栓を設置する場合は別途申請を要していたが、設計審査、工事検査及び図面管理の効率化のため、1枚の申請書及び申請図面で一括申請し、設計審査手数料についても1申請分のみを徴収する。（施工編4頁）

第3章

配水管等からの分岐からメーターまでの間に使用する管材料として、外径が同等であるJP規格（JP K001・1種管）の使用を認める。災害時等における修繕対応を考慮し、施工ごとにメーカーを統一すること。また、内径が規格ごとに差異があることから金属継手分止水栓用の発注に注意すること。（施工編9、10頁）

第4章

申請書等の販売について、1枚につき50円（税込）で販売していたが近年の物価の上昇を反映し1枚60円（税込）とし最低販売枚数を2枚とする。（施工編35頁）

直結増圧給水方式による共同住宅の申請について、直結直圧共用水栓を設置す

る場合は別途申請を要する部分を削除し、1枚の申請書で一括申請する取り扱いとする。(施工編 39、40 頁)

流末装置工事の申請・届出手続きについて、設計審査、工事検査事務の効率化のため、受水槽 1 次側の取り扱いは従来通りとするが、受水槽 2 次側の流末装置の届け出については、建築設計給水図面等(管種、口径及び配管ルートが記載)の参考図面の提出によって行う。なお、流末装置材料表の提出については任意とする。(施工編 40、41 頁)

第 5 章

宅地内の止水栓手前で調整する深さの目安を追記する。(施工編 45 頁)

第 6 章

断水時計画書の参照先を訂正する。(施工編 71、79、91 頁)

図 6-22 受水増標準構造図における吐水口空間を参照に訂正する。(施工編 109 頁)

第 7 章

誓約書の参照先を訂正する。(施工編 118 頁)

第 8 章

次の資料について、軽微な修正を行う。

- ・資-13 図面表記例①
- ・資-33 各口径の最大給水戸数
- ・資-55 指定給水装置工事事業者制度等
- ・資-56 地下埋設物の問合せ先

2 施行日

令和 6 年 4 月 1 日とする。

3 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準

改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準については、水道企業団ホームページ(以下の URL)に掲載しています。また、新たに定められた様式においても、同ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

○坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水装置施工基準ページ

http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_028.html

4 その他

(1) 申請書及びしゅん工届について

各事業者において申請書等を作成する場合は、施工基準 4-6-1 に記載している用紙等の仕様を指定しています。仕様を遵守していない申請書等が提出された場合は申請を受理しませんので、十分注意していただくようお願いします。

A 4 判、上質紙、厚さ 157g/m² (坪量)、両面印刷^{※1}、
21 穴 (短辺・左綴り)、色は企業団で提供する電子データのとおり

※1 多少の水でインクが滲むことのないよう印刷にはレーザープリンター等を使用すること。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

給水課給水担当

049-283-1954